

○愛南町ふるさとづくり基金条例

平成20年6月12日条例第25号

愛南町ふるさとづくり基金条例

(設置)

**第1条** 愛南町内外からの寄附を通じた参加型の地方自治を実現し、愛南町のふるさとづくりに資するため、愛南町へ寄附を行う者（以下「寄附者」という。）から收受した寄附金を財源として、愛南町ふるさとづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

**第2条** 基金として積み立てる額は、前条の目的に対し寄附された寄附金の額及び一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(寄附金の使途指定等)

**第3条** 寄附者は、規則で定めるところにより、自らの寄附金の使途をあらかじめ指定することができる。

- 2 寄附金のうち前項の指定がないものについては、諸般の事情を勘案して、町長が前項の寄附金の使途に係る指定を行うものとする。
- 3 町長は、基金の積立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(管理)

**第4条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

**第5条** 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に積み立てる。

(処分)

**第6条** 基金は、第1条の目的を達成するため、規則で定める場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

**第7条** 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。